

長野県 自転車 条例

長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例
(平成31年3月18日公布)

《条例のポイント》

- ☆ 安全教育を充実し安全対策を推進します。
- ☆ 「自転車損害賠償保険等」への加入が義務化されます。
- ☆ 自転車利用による、健康増進、環境負荷の低減、観光振興を図ります。



自転車の安全利用 できていますか？

- 自転車も車両です。ルールを守って安全に利用しましょう。
- ヘルメット等の事故の被害を軽減する器具を使用しましょう。
- 「シェア・ザ・ロード」の精神で自動車も自転車も思いやりの気持ちを持ちましょう。

万が一の事故に備えて自転車の保険に加入しましょう！

- 令和元年10月から、事故の相手方の生命や身体の損害を補償するための保険等への加入が義務となります。
- 自転車損害賠償保険等には様々な種類があります。
加入状況を裏面の確認シートでチェックしてみましょう。

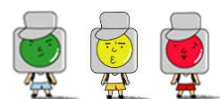
詳しくは、長野県公式ホームページをご覧ください

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/anzen/201903jyourei01.html>

長野県 自転車条例 検索



【問い合わせ先】 長野県県民文化部くらし安全・消費生活課
TEL：026-235-7174 / FAX：026-223-6771
E-mail：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp



自転車損害賠償保険等の加入状況確認シート



チェック！
スタート

自転車を利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命または身体の損害を補償できる保険（自転車損害賠償責任保険等）に加入していますか？
* 自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。

